

平成17年度同和地区実態把握等調査（生活実態調査）実施要綱

1 調査目的

この調査は、これまでの地域改善対策、同和対策事業の効果を測定し、同和地区の実態を把握することにより、今後の同和行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査委託

この調査は、県が市町村に委託して行う。

3 調査時期

調査時期は、平成17年7月1日現在とする。

4 調査対象

平成17年度同和地区実態把握等調査（地区概況調査）実施時に、市町村長が作成した同和関係世帯主名簿に記載された世帯主の世帯及び当該世帯の世帯員とする。

5 調査事項

「平成17年度同和地区実態把握等調査（生活実態調査票）」（以下「生活実態調査票」という。）に掲げる事項とする。

6 調査員及び協力員の任命

生活実態調査に係る事務を行う者として、県は、市町村長の推薦に基づき調査員（市町村職員）を任命するとともに、必要に応じ協力員（同和関係者又はその他地元精通者）を任命し、調査員及び協力員であることを証明する証書を交付する。

7 調査方法

（1）調査員は、市町村長の指導の下に「調査の手引（調査員用）」に基づき、調査対象世帯を訪問し、世帯主等に面接の上、生活実態調査票の記入及び審査、回答票への転記並びにこれらの整理を行う。

なお、協力員を任命しない場合にあっては、調査員は、調査対象世帯に対して、事前に調査への協力を依頼する。

（2）協力員は、市町村長の指導の下に「調査の手引（協力員用）」に基づき、調査対象世帯に対して、事前に調査への協力を依頼するとともに、調査を円滑に実施するため、調査員に必要な協力をを行う。

（3）市町村長は、県の指導の下に「調査要領（生活実態調査）」に基づき、調査員及び協力員を指導するとともに、生活実態調査票及び回答票の審査及び整理を行う。

8 調査票等の提出

（1）調査員は、生活実態調査票及び回答票を平成17年7月29日までに、市町村長に提出する。

（2）市町村長は、回答票を平成17年8月31日までに、県に提出する。

9 調査結果の集計

調査結果の集計は、県が外部に委託して行う。また、各市町村へは市町村別の集計結果を提供する。

10 委託費の交付

市町村が調査に要する経費について、委託費を交付する。

11 その他

その他必要な事項は、「調査要領（生活実態調査）」及び「調査の手引」において定めるとともに、必要に応じ県が適宜通知する。